

感染性胃腸炎警報の発令について（速報値）

令和8年2月5日（木）15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室（北海道室蘭保健所）
電話：0143-24-9528

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第5週（令和8年1月26日～2月1日）において、室蘭保健所管内の定点あたりの感染性胃腸炎患者報告数が、警報基準である20人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 感染性胃腸炎とは

感染性胃腸炎は、細菌やウイルスなどの感染性病原体によって、嘔吐や下痢を主な症状として発症する感染症です。原因としては、ロタウイルスやノロウイルスなどのウイルス感染が多く、毎年、秋から冬にかけて流行します。

主な症状は、腹痛、下痢、嘔吐、発熱で、特別な治療法はなく、対症療法が行われます。乳幼児や高齢者では、下痢や嘔吐により脱水症状を起こすことがあるため、早めの医療機関の受診や、こまめな水分補給が大切です。

特に乳幼児や高齢者は、誤えん（嘔吐物が気管に入ること）により肺炎を起こすことがあるため、体調の変化に十分注意が必要です。

2 感染性胃腸炎の感染予防

主な原因となるウイルスには、アルコール消毒の効果が乏しいものが多いため、手洗いをきちんと行うことが大切です。特に、トイレの後や調理・食事の前には、その都度、石けんと流水で十分に手を洗いましょう。

嘔吐物や便の処理を行う際は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用し、使い捨ての手袋、マスク、エプロンを着用して適切に処理してください。処理後は、石けんと流水で十分に手を洗いましょう。

下痢などの症状がみられる場合は、できるだけ浴槽に入らず、かけ湯やシャワーで済ませるようにし、バスタオルなどのタオルは共有せず、個別のものを使用しましょう。

3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第1週 (12/29～1/4)	第2週 (1/5～1/11)	第3週 (1/12～1/18)	第4週 (1/19～1/25)	第5週※ (1/26～2/1)
室蘭保健所	13 (3.25)	8 (2.00)	24 (6.00)	74 (18.50)	93 (23.25)
全道	123 (1.50)	367 (3.63)	395 (3.87)	548 (5.37)	集計中
全国	3,718 (1.90)	13,302 (5.77)	15,412 (6.68)	19,741 (8.55)	集計中

※第5週の患者報告数は速報値。

全道の感染性胃腸炎流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
(URL:<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 感染性胃腸炎の警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、室蘭保健所管内の小児科定点医療機関を受診した感染性胃腸炎患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<警報発令基準>

	開始基準時	終息基準値
定点あたりの患者数	20人以上	12人未満